

番号：170144

国名：インドネシア

担当：人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム

案件名：社会保険実施能力強化プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年6月上旬から2017年7月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.35M/M、現地 0.20M/M、合計 0.55M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
2日	6日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：5月24日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約(単独型)公示案件(再公示含む)より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>))をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年6月6日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	インドネシア/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

インドネシアでは国民皆保険のための取組を進めており、労働保険（給付は労災、老齢一時金、死亡一時金、年金）について、インドネシア政府は 2019 年までにフォーマルセクターの加入率 80%、インフォーマルセクター（日雇い労働者、自営業者、個人事業主等）の加入率 5%を目標としている。しかし、2015 年 10 月時点において、加入対象者 1 億 2,500 万人の 16%にあたる 2,000 万人（フォーマルセクター：1900 万人（37%）、インフォーマルセクター：30 万人（4%））しか加入しておらず、労働保険料負担の適用・拡大が喫緊の課題となっている。

このような状況のもと、社会保障制度強化プロジェクト（2014 年 5 月～2017 年 5 月）の本邦研修の中で労働保険料の適用徴収に関する日本の社会保険労務士制度を紹介したところ、研修参加者である BPJS 雇用（社会保障実施機関（雇用））の職員が同制度に関心を持ち、インドネシアにおける導入を進めるため 2016 年 10 月からパイロットサイトでの社会保険労務士の仕組みを応用した保険料負担の適用・拡大モデルの実践を開始した。

一方、健康保険についても、国民皆保険のための取組を進めており 2014 年 1 月 1 日に国民皆保険制度を発足し、現在個別の公的医療保障でカバーされている人々（公務員及び軍人、民間企業被用者、政府が貧困の状態にあると認定する者）を新制度に移行させ、2019 年までに全人口をカバーすることを国家目標に掲げている。しかしながら、インドネシアでは全労働者の約 60%が、インフォーマルセクターであるため、健康保険料の支払いが難しいことに加え、健康保険未加入者の大多数を抱える農村部では、教育が十分に行き届いておらず、労働者の多くが、健康保険制度の存在や必要性を理解していないといった理由により、加入促進・健康保険料徴収にかかる課題に直面している。このような事情から BPJS 健康（社会保障実施機関（健康））でも健康保険料の徴収に係るパイロットプロジェクトを 2016 年 12 月まで実施していた。

両 BPJS は労働保険、健康保険の徴収を一つの制度として行うことを検討しており、保険料の高い徴収率を実現している日本に対する支援の要請があった。

このような状況の下で、インドネシア政府は、日本政府に対し、DJSN（社会保障審議会）をカウンターパート機関とする「社会保険実施能力強化プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」）の実施に係る支援を要請した。これを受け、JICA は本プロジェクトの内容を検討するための詳細計画策定調査を行うこととした。

本詳細計画策定調査においては、本プロジェクトにかかる計画枠組み、実施体制、成果と活動等を整理した上で、プロジェクトの内容を確認・協議し、プロジェクトに関わる合意文書（M/M：Minutes of Meeting）の締結を行うとともに、事前評価を行う。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、5 項目評価（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ、情報を収集、整理し、分析するとともに、他の団員と協力して、プロジェクトの協力計画策定のために必要な調査を行う。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

本業務に先立ち、JICA による事前調査が実施される予定であり、その際に MM 等の内容について合意できる部分についてはあらかじめ CP と議論しておくこととしている。本調査においては、事前調査の議論を前提として、既に作成されている RD や PDM の内容について最終的な確認をすることを想定している。

具体的担当事項は次のとおりとする。

- (1) 国内準備期間（2017 年 6 月上旬～6 月中旬）
 - ①要請背景・内容を把握する（要請書、関連報告書等の資料・情報の収集・分析）。
 - ②上記を踏まえ、担当分野に係る調査計画・方針（案）を検討する。

- ③他ドナー等が実施する社会保険セクターのプロジェクトに関する資料・情報の収集、分析を行う。
- ④調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣期間（2017年6月中旬）

- ① JICA インドネシア事務所との打合せに参加する。
- ② 本事前評価の方法について、インドネシア側に説明を行う。
- ③ インドネシア側関係機関との協議および現地調査に参加する。
- ④ JICA によって事前に作成されたインドネシア関連機関（BPJS 雇用、BPJS 健康、保健省、労働移住省等）、他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を回収・整理するとともに、現状を把握する。
- ⑤ 事業事前評価表（案）（和文）の作成に必要な各種情報を収集・分析する。
 - ア) 関係機関における保険料の適用徴収に関する予算（本プロジェクトについて支出可能な予算も含む）
 - イ) 関係機関における保険料の適用徴収に関する体制
 - ウ) 関係機関における保険料の適用徴収に関する政策の方針
 - エ) BPJS 雇用、BPJS 健康が行っているパイロットプロジェクトの成果（加入者数、加入者であって保険料の支払いを続けている者の数、サイトとそれ以外の地域における加入者増減の比較結果、効果的な取組等）
 - オ) 他ドナーの社会保険分野における協力動向
- ⑥ JICA によって事前にインドネシア側と合意された R/D 案（PDM (Project Design Matrix)、PO (Plan of Operation) 含む）（英文）を確認し、必要に応じて修正を行う。
- ⑦ R/D 案に修正が必要な場合は、R/D 案について、他の調査団員とともにインドネシア側と協議を行う。
- ⑧ インドネシア側関係者との協議で合意された内容に基づき、R/D（案）（英文）の作成を行う。R/D（案）に基づき、事業事前評価表（案）（和文）を作成する。
- ⑨ 現地調査結果を JICA インドネシア事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2017年6月中旬～7月上旬）

- ① 事業事前評価表（案）（和文）の最終化を行う。
- ② 帰国報告会、団内打ち合わせに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 調査報告書（案）（和文）を作成する。

8. 成果品等

本業務の成果品は下記（1）、（2）とし、（1）（2）共に最終成果品とする。

- （1） 詳細計画策定結果報告書（案）：和文1部
- （2） 事業事前評価表（案）：和文1部

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、電子データも併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」（2017年1月）

(<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1） 航空賃（直行便またはシンガポール経由）及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は上記7. 業務の内容のとおり予定していますが、ある程度の日程変動がありえます。現時点の調査団の派遣は、6月12日（日本発）から6月17日（日本着）を想定しております。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 協力企画（JICA）
- イ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAインドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
あり（面会者の語学レベルに応じて適宜実施）
- オ) 現地日程のアレンジ
適宜調査団で対応するが、対応困難な場合事務所で対応を行う
- カ) 現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA人間開発部 高等教育・社会保障グループ 社会保障チーム（TEL:03-5226-8318）にて配布します。
 - (ア)本プロジェクト実施方針（案）
 - (イ)インドネシアの社会保険制度の概要
 - (ウ)社会保障制度強化プロジェクト案件概要
 - (エ)インドネシア健康保険に関する資料（BPJS健康作成資料）
 - (オ)インドネシア労働保険に関する資料
- ②本業務に関する以下の資料が当機構のウェブサイトで公開されています。
インドネシア 社会保険制度の確立に向けて――
<https://www.jica.go.jp/tokyo/enterprise/report/ku57pq00000fefdr.html>

(3) その他

- ① 社会保障分野の業務経験があることが望ましい。
- ② 現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録ください。インドネシア国内での活動においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに現地の治安状況については、JICAインドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイドンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。
- ④ 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上